

令和 2年 5月 7日

お客さま並びにお取引先 各位

株式会社ビジネス・ワン賃貸管理

## 新型コロナウイルスによる「緊急事態宣言発令」期間延長に伴う対応について

拝啓

平素は弊社の賃貸管理業務にご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染拡大による、「緊急事態宣言」の発令及びその期間が延長されました。つきましては、弊社でも感染拡大防止の観点から、通常の賃貸管理業務の一部について、下記の通り業務及び勤務体制の変更を継続実施いたします。何卒ご理解、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1、営業時間の変更

- ・期 間 5/7 より 5/29迄 (期間を変更する場合があります)
- ・変更後営業時間 午前9時より 午後4時  
⇒時間外のお問い合わせに関しては、翌日以降にメール若しくはお電話での対応とさせていただきます。  
⇒設備の不具合等に関するお問い合わせで緊急を要する場合は、  
24時間緊急コールセンター 0120-05-9195 まで お掛け直し下さい。

#### 2、従業員の勤務体制変更

- ・福岡本社の従業員は、1) 隔日での在宅勤務 及び 時差出勤とさせていただきます。  
⇒業務によっては、お問い合わせ当日中に対応できない場合がございます。  
⇒急を要する場合でも、翌日以降のメール又は電話での対応とさせて頂く場合がございます。

#### 3、弊社内で感染者等が確認される事態が発生した場合には、行政からの要請等を考慮し業務全般の一時停止を実施する可能性があります。

以上

なお、引き続き、電話がつながりにくくなることや、通常業務が一時的に遅延することもございます。何卒ご理解の程、お願い申し上げます。弊社でも、今回の「緊急事態宣言」及び、感染拡大防止対策を実施することにより お客さま、お取引先さま、従業員の安全・安心のためにしっかり取り組んでまいります。